

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 受託者は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による委託業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取扱わなければならない。

### (責任体制の整備)

第2 受託者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

### (教育の実施)

第3 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本件特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他本件委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、業務従事者全員に対して実施しなければならない。

### (秘密保持)

第4 受託者は、本件委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (目的外利用の禁止及び提供の制限)

第5 受託者は、市の指示又は承認がある場合を除き、本件委託業務の履行により知り得た個人情報をこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (再委託の禁止)

第6 受託者は、市が承諾した場合を除き、本件委託業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 受託者は、本件委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を市に提出して市の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由

- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたもの  
の写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の場合、受託者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守さ  
せるとともに、受託者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、市に対して再  
委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 受託者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安  
全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

5 受託者は、本件委託業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、  
市の求めに応じて、その状況等を市に報告しなければならない。

6 再委託した事務をさらに委託すること（以下「再々委託」という。）は原則として  
認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2  
項中の「再委託の内容を変更しようとする場合」として扱うものとする。

7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、受託者はあらかじめ第2項  
各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した  
書面を市に提出して市の承諾を得なければならない。

- (1) 再々委託を行う業務の内容
  - (2) 再々委託で取り扱う個人情報
  - (3) 再々委託の期間
  - (4) 再々委託が必要な理由
  - (5) 再々委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
  - (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
  - (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたも  
のの写し）
  - (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法
- 8 受託者は、市の同意を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容  
にかかわらず、市に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。  
(派遣労働者等の利用時の措置)

第7 受託者は、本件委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受託者は、市に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の安全管理)

第8 受託者は、本件委託業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
  - (2) 市が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
  - (3) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
  - (4) 事前に市の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。
  - (5) 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
  - (6) 個人情報をデータで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
  - (7) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の状況を当該台帳に記録すること。
  - (8) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
  - (9) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
  - (10) 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
- (事故発生時の対応)

第9 受託者は、本件委託業務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、

当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により市に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
- 3 受託者は、市と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

第10 受託者は、本件委託業務を処理するために市から引き渡され、又は受託者自ら作成し若しくは取得した個人情報について、本件委託業務完了時に、市の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 受託者は、パソコン等に記録された個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 受託者は、個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を市に提出しなければならない。
- 5 受託者は、廃棄又は消去に際し、市から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(監査及び検査)

第11 市は、本件委託業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

- 2 市は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本件委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(契約の解除)

第12 市は、受託者が本件特記事項に定める義務を果たさない場合は、本件委託業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 受託者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、市にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第13 受託者は、本件特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより市が損害を被った場合には、市にその損害を賠償しなければならない。